

## 「国民の保護に関する業務計画」の概要

平成18年4月3日  
関西電力株式会社

### 1. 本業務計画の位置付け

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第36条第1項において、当社は指定公共機関として「国民の保護に関する業務計画」の作成が義務付けられていることから、当社の業務に関して、「国民の保護に関する措置（国民保護措置）」<sup>\*1</sup>についての基本的な事項などを定めた国民保護業務計画を作成したものです。

（\*1）武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃の国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の非難・救援・被害最小化に関する具体的な措置

### 2. 本業務計画における当社の3つの立場

「国民の保護に関する基本方針」<sup>\*2</sup>に基づき、当社は、「指定公共機関」として、また「生活関連等施設の管理者」および「原子力事業者」の立場から国民保護措置を実施します。したがって、本業務計画は、この3つの立場を踏まえて作成しています。

（\*2）国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関、都道府県、指定公共機関が、国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたもの

#### 【当社が行う3つの立場での国民保護措置】

##### 「指定公共機関」として、電気の安定的かつ適切な供給

武力攻撃事態等における生活基盤の確保のため、電気を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行います。

##### 「生活関連等施設の管理者」として、電力施設の安全確保

生活関連等施設<sup>\*3</sup>である電力施設（発電所、変電所等）について、事前および武力攻撃事態等における安全確保を行います。

（\*3）国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第27条及び第28条に規定する施設

##### 「原子力事業者」として、武力攻撃原子力災害への対処

武力攻撃に伴って、原子力発電所外へ放出される放射性物質または放射線による被害への対処について、原子力事業者防災業務計画<sup>\*4</sup>に準じた措置を行います。

（\*4）原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定により、美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所で作成した防災業務計画

### 3. 本業務計画の構成

#### 第1章 総則

国民保護業務計画の目的、定義、基本方針、運用、修正等について規定

#### 第2章 平素からの備え

武力攻撃事態等の発生に備えて、周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、情報連絡の確保、社外関係機関との協調、教育・訓練、生活関連等施設の事前の安全確保措置、国民保護措置に必要な資機材等の確保・整備等について規定

#### 第3章 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等が発生した場合において、国民保護措置を迅速かつ確実にを行うため、情報収集・連絡、対策要員の確保、生活関連等施設の安全確保、電力の安定供給に関する措置、応急の復旧、武力攻撃原子力災害への対処等について規定

#### 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置等について規定

#### 第5章 緊急対処保護措置の実施

緊急処理事態（武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）について、緊急対処保護措置として、国民保護措置に準じた措置を実施することについて規定

### 4. 本業務計画の作成日

作成日：平成18年3月24日

以上